

(総則)

第1条 乙は、別紙「第66回(R6年度)水道週間行事運営に係る企画提案仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、上記の契約金額及び契約期間内で、業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)2通(正1通、副1通)を契約締結の日より10日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 事業遂行体制
- (5) 経費積算書

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(実施計画の変更)

第3条 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更申請書2通(正1通、副1通)を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は、この限りではない。

3 前項の規定による実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

4 乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の途中において、契約金額、契約期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件での契約の一部の履行が困難となったとき。

2 前項の変更に係る手続については、乙が委託業務実施計画変更申請書2通(正1通、副1通)を速やかに甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾した場合を除き、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(著作権)

第7条 委託業務の実施にあたり制作した成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(業務完了報告書)

第8条 乙は、業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

3 甲は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格したときは、その旨を通知するものとする。

(委託業務の経費の支出)

第9条 乙は前条第3項の規定による通知を受けたときは、甲に対し委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲の責に帰すべき理由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める割合で計算した延滞金を甲に請求することができる。

(契約の解除及び違約金)

第10条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除するこ

とができるものとする。

- (1) 業務を適切に処理できないと明らかに認められるとき。
 - (2) この契約条項に違反したとき。
 - (3) 詐欺その他の不正行為を行ったとき。
- 2 当事者は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、相手方と協議のうえ、この契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定による契約解除の場合には、違反当事者は相手方に対し、契約違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

(秘密の保持)

- 第11条 甲及び乙は、業務の処理上知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、業務を行うにつき、個人情報の漏洩、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。なお、個人情報の漏洩等があった場合は、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される。
- 3 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(暴力団等の排除)

- 第12条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、本契約を解除するものとする。
- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員
- 2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 乙は、本契約の履行にあたり、暴力団等から保守業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(規定に定めのない事項)

- 第13条 本契約に関し疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。